



備えの種をまこう。

# 農作物(水稲)共済制度について

加入資格者	水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上です。								
自動継続特約	自動継続特約への申出により、翌年以降、申込みがあったとする特約です。よって、翌年以降の年産の農作物(水稲)について、申込期間が終了するまでに当該申込者から農作物(水稲)共済の申込みをしない旨の意思表示がない場合は、当該農作物(水稲)共済の申込みがあったこととなります。								
加入申込期間	<table border="1"> <tr> <td>4月植</td> <td>3月1日から3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>5月植</td> <td>4月1日から4月30日まで</td> </tr> <tr> <td>6月植</td> <td>5月1日から5月31日まで</td> </tr> </table>	4月植	3月1日から3月31日まで	5月植	4月1日から4月30日まで	6月植	5月1日から5月31日まで	ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、当該期間の開始前又は当該期間の終了後から移植前(直播の場合にあつては、播種前)まで	※ 掛金の払込期限は、7月31日です。
4月植	3月1日から3月31日まで								
5月植	4月1日から4月30日まで								
6月植	5月1日から5月31日まで								
注意事項 (共済関係の解除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります)</li> <li>共済掛金不払の場合(正当な理由なく共済掛金の払込みを遅滞したときは、解除となります)</li> <li>重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など)</li> </ul>								
補償期間	本田移植期(直播をする場合にあつては発芽期)から適期の収穫迄です。この場合の収穫とは適期に刈り取って圃場から搬出することです。								

○下記の方式等を選択してください。

選択できる 引受方式	方式	補償割合 (支払開始損害割合)	内容	一筆 全損 特例	一筆 半損 特約
	全相殺方式	基準収穫量の 9割(1割) 8割(2割) 7割(3割)	施設計量結果(乾燥もしくは調整)及び確定申告書類等により、原則として最近5か年間の収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。	(標準)	(選択制)
	半相殺方式	基準収穫量の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)	耕地ごとに土地条件などを参酌し県指示単収を基に基準収穫量を算出します。農家ごとの引受になります。	(標準)	(選択制)
	品質方式	基準生産金額の 9割(1割) 8割(2割) 7割(3割)	農協等の出荷実績及び青色申告書等により、原則として最近5か年間の品種別、等級別の収穫量が概ね全量把握でき、今後も品種別、等級別の収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。	(標準)	(選択制)
	地域 インデックス 方式	基準収穫量の 9割(1割) 8割(2割) 7割(3割)	統計単位地域(市町ごと)における統計単収の過去5か年中中庸3か年平均が基準単収となります。	(標準)	(選択制)

<p>一筆全損特例</p>	<p>一筆全損特例は、類区分ごとに、全相殺方式、半相殺方式、品質方式、地域インデックス方式の全耕地に標準で付加されています。</p> <p>収穫量が全損耕地と認められた耕地につき、当該耕地別基準収穫量に相当する数量を減収量とみなして共済金をお支払いする特例です。</p> <p>なお、該当方式の補償割合によって算出が異なります。</p> <p><b>例1:</b> 半相殺方式の8割補償の最高補償割合を選択されている方は、下記の算出となります。  <math display="block">\text{共済減収量} = \text{全損耕地の耕地別基準収穫量} - \text{全損耕地の耕地別基準収穫量} \times \text{支払開始割合} 3割</math></p> <p><b>例2:</b> 半相殺方式の7割補償を選択されている方は、下記の算出となります。  <math display="block">\text{共済減収量} = \text{全損耕地の耕地別基準収穫量} - \text{全損耕地の耕地別基準収穫量} \times \text{支払開始割合} 4割</math> (移植不能耕地については、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量)</p> <p>また、全損耕地がある場合、当該方式の共済金算定方法による共済金の額が、この一筆全損特例により算出された共済金より少ない場合に、一筆全損特例で算出した共済金が支払われます。</p>
<p>一筆半損特約</p>	<p>一筆半損特約は、類区分ごとに、全相殺方式、半相殺方式、品質方式、地域インデックス方式に申込者の選択により付加することができます。</p> <p>収穫量が耕地別基準収穫量の2分の1以下であると認められた耕地につき、当該耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を減収量とみなして共済金をお支払いする特約です。</p> <p>なお、該当方式の補償割合によって算出が異なります。</p> <p><b>例1:</b> 半相殺方式の8割補償の最高補償割合を選択されている方は、下記の算出となります。  <math display="block">\text{共済減収量} = \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times 1/2 - \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times \text{支払開始割合} 3割</math></p> <p><b>例2:</b> 半相殺方式の7割補償を選択されている方は、下記の算出となります。  <math display="block">\text{共済減収量} = \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times 1/2 - \text{半損耕地の耕地別基準収穫量} \times \text{支払開始割合} (5割 - 2割 \times 6/7)</math></p> <p>また、半損耕地がある場合、当該方式の共済金算定方法による共済金の額が、この一筆半損特例により算出された共済金より少ない場合に、一筆半損特例で算出した共済金が支払われます。</p> <p>※全損耕地と半損耕地がある場合は、当該方式の共済金算定方法による共済金の額が、一筆全損特例と一筆半損特約で算出された共済金より少ない場合には、一筆全損特例と一筆半損特例で算出した共済金が支払われます。</p>
<p>共済金額</p>	<p><b>全相殺方式</b>  <math display="block">\text{共済金額} = 1\text{kg 当たり共済金額} \times \text{引受収穫量} (\text{基準収穫量} \times 90\% (80\% \cdot 70\%))</math> ○基準収穫量  農家ごと、過去5か年の乾燥調製結果又は収穫量の全量が記載された確定申告書類等を基礎に計算された基準単収(5か年の10アール当たり収穫量のうち、最高と最低を除いた3年分の平均値)に引受面積を乗じて求めます。</p> <p><b>半相殺方式</b>  <math display="block">\text{共済金額} = 1\text{kg 当たり共済金額} \times \text{引受収穫量} (\text{基準収穫量} \times 80\% (70\% \cdot 60\%))</math> ○基準収穫量  その年の天候が平年並みに推移し、肥培管理等も普通一般並みに行われたとしたときに得られる収穫量の中で、地域の標準的な収穫量を基に、加入者の耕地条件等を参酌し、加入者の耕地ごとに見積もった標準的な収穫量。</p> <p><b>品質方式</b>  <math display="block">\text{共済金額} = \text{基準生産金額} \times 90\% (80\% \cdot 70\%)</math> ○基準生産金額  農家ごと、品種ごとに最近5か年の実績のうち中庸3か年の実績から算出した基準単収に品質を加味し、引受面積とキログラム当たり単価を乗じて求めます。</p> <p><b>地域インデックス方式</b>  <math display="block">\text{共済金額} = 1\text{kg 当たり共済金額} \times \text{引受収穫量} (\text{基準収穫量} \times 90\% (80\% \cdot 70\%))</math> ○基準収穫量  市町別に過去5か年の統計単収を基礎に計算された基準単収(5か年の10アール当たり収穫量のうち、最高と最低を除いた3年分の平均値)に引受面積を乗じて求めます。</p>

令和8年産 単位当たり共済金額 (円/kg)			
全相殺方式・半相殺方式・地域インデックス方式			
順位	主食用米 (1類)	飼料用米 (2類)	米粉用米 (3類)
第1位	227円	27円	66円
第2位	204円	24円	59円
第3位	182円	20円	52円
第4位	159円	17円	45円
第5位	136円	14円	38円
第6位	114円	11円	31円
第7位		7円	24円
第8位		4円	17円

※単位当たり共済金額については、上記範囲内で選択となります。

※品質方式の単位当たり共済金額については、品種により異なります。詳しくは最寄りの農業共済組合までお問合せ下さい。

共済掛金率	<p>毎年、個人ごとに過去の実績(損害率)に応じて危険段階別共済掛金率が決定します。          なお、掛金率は、類区分、方式、支払開始損害割合、一筆半損特約などの選択内容によって、異なります。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

共済掛金	<p>共済掛金 = 共済金額 × 掛金率 × 1/2 (国庫負担割合50%) + 賦課金          ※掛金の半分を国が負担しています。又、掛金率自体にも80%の割引を適用しています。</p>						
	<p>引受方式ごとの共済掛金の目安(共済金額は10a当たり加入実績の平均)</p>						
	引受方式等	一筆半損特約	共済金額 円	共済掛金率 %	掛金 円	賦課金 円	掛金合計 円
	全相殺方式 (9割補償)	有り	75,000	1.167	438	210	648
	半相殺方式 (8割補償)	有り	75,000	0.918	345	210	555
品質方式 (9割補償)	有り	75,000	1.208	453	210	663	
地域インデックス方式 (9割補償)	有り	75,000	0.121	46	140	186	
<p>標準的な共済掛金率での目安です。          危険段階別共済掛金率を適用しますので、実際の加入時の共済掛金率とは異なります。          地域インデックス方式の共済掛金率は、市町ごとに異なります。</p>							

掛金80%  
割引中

損害防止事業	<p>愛媛県農業共済組合は、農作物共済組合員等の有害鳥獣に係る被害防止施設の設置に対し、補助をすることにより、施設設置の奨励と被害率の軽減を図ることを目的とした損害防止事業をおこなっています。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象となる災害	全相殺方式・半相殺方式・品質方式・地域インデックス方式ともに、風水害、干害、冷害、雹害、地震被害などすべての気象災害に加え、鳥獣害、病虫害、火災などで、品質方式については品質の低下も対象になります。	
対象にならない場合	移植期前に発生した被害及び収穫後(圃場より搬出後)の被害・共済事故以外の原因による損害(葉害等)は支払対象外となります。 (移植期前において、本田移植準備中に共済事故により移植できなかった場合等を除く。)	
被害の申告	どの方式に加入の場合も、被害が発生した場合は申告が必要です。 共済金支払開始割合以上の被害が見込まれる場合は、被害発生の都度(収穫まで)、共済部長、損害評価員又は最寄りの支所・出張所へ申請してください。	
共済金の支払い	全相殺方式	<p>組合員等ごとの共済事故による減収量が基準収穫量の1割又は2割・3割を超えた場合に、単位当たり共済金額に1割又は2割・3割を超える減収量を乗じた額が共済金として支払われます。</p> <p>支払共済金 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量(1割又は2割・3割超過被害)          ※共済減収量 = 補償収穫量 - 収穫量          ※補償収穫量 = 基準収穫量 × 補償割合</p> <p>支払予定時期 翌年2月</p> <p>(確定申告書類を用いる場合は、確定申告終了後)</p>
	半相殺方式	<p>耕地ごとの共済事故による減収量の合計が、その組合員の基準収穫量の2割又は3割・4割を超えた場合に、単位当たり共済金額に2割又は3割・4割を超える減収量を乗じた額が共済金として支払われます。</p> <p>支払共済金 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量(2割又は3割・4割超過被害)          ※共済減収量 = 補償収穫量 - (基準収穫量 - 被害耕地の減収量合計)          ※補償収穫量 = 基準収穫量 × 補償割合</p> <p>支払予定時期 12月</p>
	品質方式	<p>災害により収穫量(品質を加味する)が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が共済金額に達していない場合に共済金として支払われます。</p> <p>支払共済金 = 共済金額 - 生産金額</p> <p>支払予定時期 翌年2月</p>
	地域インデックス方式	<p>組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、共済事故による損害が発生している場合において、統計単位地域ごとに、統計単収が基準単収を下回る場合、その差に相当する10a当たり数量に引受面積を乗じた数量が、基準収穫量の1割又は2割・3割を超える共済減収量に、単位当たり共済金額を乗じた額が、共済金として支払われます。          ※地域インデックス方式は、統計データに基づいて共済金を計算するため、個人の被害状況が反映されず、お支払の対象にならない場合があります。</p> <p>支払共済金 = 単位当たり共済金額 × 共済減収量(1割又は2割・3割超過被害)</p> <p>支払予定時期 翌年2月</p>
	※支払予定時期は、被害の状況等に応じて変更する場合があります。	

**[注意事項]**

・ご加入の際は、「重要事項」の内容をご確認いただき、ご了知の上、お申込み下さい。

・ご加入後のおねがい

ご加入後に加入内容と異なった作付を行った事等により加入内容に相違が生じた場合は、速やかに共済組合まで連絡して下さい。  
特に作付面積相違・新規作付耕地の申告漏れ等に注意して下さい。

また、地域農業再生協議会へ「営農計画書」を提出する際には、共済組合の加入内容と照合の上、作成していただくようご協力をお願い致します。

